神奈川･山梨･静岡３県の防衛広報紙

防衛省 MINISTRY OF DEFENSE 南関東防衛局

南関防衛

平成30年
春号

平成30年春号　年４回発行　第19号

特　集

○ 第十次北富士演習場使用協定及び第七次入会協定の締結
○ 南関東防衛施設地方審議会の開催

静岡県：滝ヶ原駐屯地からの山桜と富士山

特集

第十次北富士演習場使用協定及び第七次入会協定の締結

北富士演習場は自衛隊及び在日米軍の技量練度の維持・向上を図る上で極めて重要な施設です。
今般、地元の了承を得て締結された第十次使用協定及び第七次入会協定の経緯、概要を紹介します。

陸上自衛隊北富士演習場は、富士山の北麓に位置し、約4600ヘクタールの広大な面積を有する演習場で、陸上自衛隊東部方面隊及び中部方面隊の主要な演習場として、戦闘訓練、野営訓練、レンジャー訓練等に使用されています。
平成9年度からは、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施が行われています。
また、平成12年6月からは、最先端機材を使用した全国唯一の訓練施設「富士訓練センター」が整備され、本格運用されています。
隣接する忍野村には陸上自衛隊北富士駐屯地が所在しております。
一層厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境を鑑みれば、自衛隊及び米軍の即応性の維持のため、北富士演習場の使用の重要性は増しております。

平成30年3月29日、市ヶ谷の防衛省において、北富士演習場使用協定の調印式が行われました。
調印式は使用協定が3月末に有効期限を迎えることから行われたもので、国側を代表して小野寺防衛大臣、地元側を代表して後藤山梨県知事、中村北富士演習場対策協議会会長、堀内富士吉田市長、高村山中湖村長、天野忍野村長、武川富士吉田市外二ケ村恩賜県有財産保護組合長等出席のもと、円満に締結され、本年4月1日から向こう５年間の本演習場の使用が確保されました。
北富士演習場は、旧陸軍により開設され、終戦とともに米軍が接収、以降米軍の演習場として使用されてましたが、昭和48年４月に米軍から自衛隊が管理する演習場へ使用転換が行われ、米軍には地位協定第２条４項（ｂ）の適用のある施設及び区域（自衛隊が管理し米軍が一時的に使用）として提供され、現在に至っています。
この使用転換にあわせて、地元の理解を得て演習場を安定的に使用するため第１次使用協定が締結され、以降５年毎に更新を行い、今回で９回目の更新となりました。

今回、使用協定等の更新に当たっては、本年1月17日に深山防衛省地方協力局長から後藤山梨県知事等に対し協定更新の申し入れを行い、その後、地元側から各般にわたる要望が出され、国と地元側双方が合意形成に向けて協議を重ねた結果、本協定の締結に至ったものです。

今回の使用協定等の締結に当たり、ご尽力をいただいた地元関係者の皆様に謝意を申し上げるとともに、当省としても今後とも地元との信頼関係を維持し、周辺地域の発展と北富士演習場の安定的使用の両立を図るべく努力してまいる所存です。

また、使用協定の締結に先立つ3月24日、同じく3月末に有効期限を迎える北富士演習場国有入会地の使用に関する協定（入会協定）の調印式が山中湖村内において行われ小野寺防衛大臣と武川富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長との間で締結されました。

この協定は、北富士演習場の国有入会地を自衛隊が演習に使用することと地元関係入会住民が入会のために使用することについて地元と国との利害関係を調整し、相互の便宜を図ることを目的とするものであり、昭和63年に第1次入会協定が締結され、使用協定同様に5年毎に更新を行い、今回で6回目の更新となりました。

※入会とは、一定地域の住民が特定の権利をもって一定の範囲の森林・原野または漁場に入り、共同用益（木材・薪炭・まぐさなどの採取）すること。
入会地とは、一定の人々のあいだで入会の権利が設定されている山野・漁場など　（出典：広辞苑第五版）

山中湖富士山雪まつり

山中湖村平野からのダイヤモンド富士

交流プラザきらら（水のプロムナード）よりアイスキャンドルと富士山

平成３０年１月２７日から同年２月１８日までの間、山梨県南都留郡山中湖村の「交流プラザきらら」において、山中湖富士山雪まつりが開催されました。この雪まつりは南関東防衛局が管轄している北富士演習場所在地が所在している自治体でもある同村の実施するイベントであり、その会場となった「交流プラザきらら」については、防衛省の民生安定助成事業において、学習等供用施設などとして、当局がその建設をお手伝いさせていただきました。このため、当該施設を活用した本件イベントを実際に体感するため、村外からの訪問客で賑わう２月１７日（土）に堀地南関東防衛局長ほか職員達が「雪まつり」を見学・体験しました。

アイスキャンドル点灯式
（左上：山中湖村高村村長、右上：南関東防衛局堀地局長）

交流プラザきらら（山中湖シアターひびき）より冬花火と富士山

平成３０年２月１７日（土）は、山中湖ダイヤモンド富士ウィークス、手作りのアイスキャンドル点灯式、さらには冬花火と各イベントが重なり大勢の方が富士山と合わせ写真に収めようとカメラを構えていました。

当日、堀地局長ほか職員達は、雪まつり会場に設けられた雪の富士山型滑り台や交流施設見学を行ったほか、アイスキャンドル点灯式では飛び入り参加で、堀地局長が挨拶をさせていただきました。

最後に南関東防衛局及び吉田防衛事務所は、こういった地元との交流で作り上げていく行事には積極的に参加し、地元との架け橋になっていけるよう努力します。

南関東防衛施設地方審議会が開催されました！

（審議会の様子）

平成３０年１月２９日(月)、南関東防衛局において、平成２９年度南関東防衛施設地方審議会が開催されました。

南関東防衛施設地方審議会は、自衛隊又は米軍が使用する不動産等に係る権利の対価の額や、漁船の操業制限等による損失の補償額等について、南関東防衛局長の諮問に応じて調査審議し、これらに関し必要と認める事項を同局長に建議することを所掌しています。

当日は、各委員５名による会長の互選が行われ、佐々木悦子委員（現学校法人三幸学園横浜こども専門学校　校長）が会長に選出されました。

今回の審議会においては、会長及び委員の皆様方に防衛行政に関する知見を一層深めて頂く事を目的として、南関東防衛局長から、防衛白書により、わが国を取り巻く安全保障環境、わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟等について、また、管理部長から、東富士・北富士演習場使用協定の概要及び当局の取組等について説明をさせて頂きました。

その後、将来の幹部自衛官を養成するための組織である防衛大学校に場所を移し、國分良成学校長表敬後、南関東防衛局が建設工事を担当した各種施設（記念講堂、資料館、図書館、体育授業等）を視察して頂くと共に、防衛大学校からの特色のある教育活動内容や防衛大学校における女性の活躍等の説明を拝聴して頂きました。

（國分良成防衛大学校長への表敬訪問）

（資料館における視察の様子）

米海軍厚木基地の取り組み

米海軍厚木基地渉外部の丸山渉外専門官が、次頁にあるようなボランティア活動のほか、基地が所在する神奈川県綾瀬市が進める「綾瀬ローケションサービス」（綾瀬市内の公共施設、オフィス、飲食店、学校などの様々な施設での撮影、市民エキストラの協力の相談を受けるサービス）の協力も調整しています。

「海軍基地の広報活動を担う渉外専門官としての仕事の他、地域の皆様と基地を草の根でつなぐボランティア活動や、テレビや映画のロケでは綾瀬市と協力して、施設や軍人たちの協力についての調整も担当しています。」

（米海軍厚木基地渉外部：丸山渉外専門官）

日米交流in米海軍厚木基地：

スポーツフェスティバルin綾瀬」（3月3日）

平成30年３月３日（土）、厚木海軍飛行場内体育館において、綾瀬市、米海軍厚木基地の後援のもと、南関東防衛局主催の日米交流事業「スポーツフェスティバルin綾瀬」が開催されました。（詳細は南関東防衛局ホームページ：日米交流事業へ）

今回の南関東防衛局による日米交流事業は、３年ぶりの綾瀬市での開催となりましたが、このように米海軍厚木基地と地元自治体とのふれあいにも当局や地元自治体、軍人、家族をつなぐ裏方として重要な役割を担っていただいています。

Sports Festival

参加した日米の子ども達と、南館と防衛局職員等

父兄側に参加したマック司令官（左）と堀地局長（右）

写真中央：古塩綾瀬市長

米海軍厚木基地：大和駅街頭清掃（3月8日）

早朝に集合し、班分けをする日米参加者

大和駅周辺道路を清掃する堀地南関東防衛局長（中央）

清掃後の片づけを行うマック司令官（左）と「大和掃除に学ぶ会」：山﨑代表（右）

清掃後の感想を述べる堀地南関東防衛局長（写真左）マック司令官（写真右）

平成30年３月８日、神奈川県大和市の相鉄線・小田急線大和駅の街頭において、「大和掃除に学ぶ会」が主催する毎月第二木曜日の地元、米海軍厚木基地等による路上等の清掃に南関東防衛局が参加させていただきました。

米海軍厚木基地からはマック司令官ほか、南関東防衛局から堀地局長ほかが参加しました。

同会が主体となって、米軍や地元も参加するこのような早朝の草の根の活動は、これまで何度か新聞等に取り上げられたものの、あまり通勤の方々等に知られず出勤時間帯の前には終了していますが、皆様のこの活動への皆様の理解と周知により継続的に実施することが重要と考えます。南関東防衛局としては、今後とも積極的にこの取り組みに参加していきます。

この日米の活動にご興味を持たれた方は、下記の連絡先にご照会ください。特に入会手続きもなく参加自由なボランティアということです。（詳細は南関東防衛局HPへ）

「大和掃除に学ぶ会」事務局　金子　貴一　TEL　045-545-5953　FAX　045-545-6551
E-mail:souji@trust-jp.net
＊街頭清掃の案内を希望される方は、FAXまたはメールで連絡先をお知らせください。

南関東防衛局からのお知らせとお願い

米軍施設の上空やその周辺においてヘリやドローンを飛行させることは、重大事故につながるおそれのある大変危険な行為ですので、行わないで下さい。

こうした行為により、航空機の安全な航行を妨害したとき等には、法令違反に当たる場合があります。

米軍施設の上空やその周辺においてヘリやドローンを飛行させることは、**米軍の航空機との衝突事故等につながるおそれがある大変危険な行為**です。実際に、**米軍ヘリが衝突を避けるために回避を余儀なくされる等、米軍航空機の航行の安全に影響が生じる**ような事案が発生しています。こうした行為により、航空機の安全な航行を妨害したとき等には、**法令違反に当たる場合があります。**安全確保のためご理解をお願いいたします。

防衛省・警察庁・国土交通省・外務省	
防衛省本省　地方協力局地方協力企画課 防衛省南関東防衛局　企画部地方調整課	（代表）03-3268-3111（内線：36245、36047） （直通）045-211-7104（内線：204、209）

【南関東防衛局HP】

お問い合わせ先：南関東防衛局企画部地方調整課　（直通）045-211-7134

レーザー光線の照射により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。
（最も重い刑で懲役3年（注））

■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報をお願いいたします。

（注）刑法の威力業務妨害罪に該当する場合（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3年以上の有期懲役。

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては上記のお問合せ先に御連絡願います。

南関東防衛局広報紙「南関防衛」 平成30年春号（第19号） 平成30年6月15日発行
年4回発行　　編集／発行　南関東防衛局　〒231-0003 横浜市中区北仲通5－57　横浜第2合同庁舎内
（お問い合わせ）045－211－7129